

## 令和7年第6回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和7年12月9日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年12月17日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員（12名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副長まちくわいじん	田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	總務防災課長 内山 治久	保健福祉課長 見並 智俊	
税務住民課長 梅前 宏文	建設課長 平生 公一	産業振興課長 里中 和樹	
教育事務局長 山下 健一	地域共生室長 山口 成人	上下水道課長 上村 和弘	
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也		
監査委員 大西 栄			
- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
  - 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 3 議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 4 議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 5 議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 6 議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 7 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
  - 第 8 議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 9 議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）

- 第10 議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第11 議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第12 議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第13 議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第14 議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第15 議案第84号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第16 議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第17 議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）

#### 追 加 日 程

- 第 1 発議第19号 閉会中の継続審査の申し出について
- 第 2 発議第20号 閉会中の継続審査の申し出について
- 第 3 発議第21号 閉会中の継続審査の申し出について

（午前9時00分 開会）

#### ◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

12番 坪井 信義 議員 1番 坂本 稔記 議員

の2名を指名します。

それでは、議事に入ります。

#### ◎日程第2 議案第71号から日程第8 議案第77号

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてないし、日程第8、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

初めに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 山路善己委員長。

○総務産業常任委員長（山路 善己） 総務産業常任委員会委員長 山路。

議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となつております4議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案4件について、12月12日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

委員会審査において質疑のありました事項及び審査結果を簡潔にご報告いたします。

まず、議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、委員から、特別職の報酬等は、本来、玉城町特別職報酬等審議会にて審議の上、決定されるという認識でいるが、それをされない理由は何かとの質問に対し、執行部所管課長から、特別職の報酬等は仰せのとおり特別職報酬等審議会にて決定されます。今回については報酬ではなく、期末手当の条例の改正ということで理解していただきたいとの答弁でした。

他の委員より、今回の条例改正は人事院の勧告に基づいたものと理解しているが、過去において人事院勧告に従わず条例改正をしなかった事例はあるのかとの質問に対し、担当者から、過去10年にわたってはりませんとの答弁でした。また同委員から、近隣の自治体で人事院勧告に従わなかったという事例はあるか、そういった認識はあるかとの質問に対し、同担当者から、近隣自治体でも人事院勧告どおり条例の改正を行っている認識であるとの答弁でした。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、委員から、保育士の人数が少ないと聞くが、給与が少ないのでないかという声もある。現在、給与の規定は行政職と同じ俸給表に基づいているが、今後もそれを踏襲するのか。ほか給与に関し、処遇改善等考えているのかとの質問があった。所管課長から、それについては俸給表のとおりしていくということで変更はないとの答弁でした。また、処遇改善についても、現在のところその考えはありませんとの答弁でした。採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、委員から、経営改善の計画はあるのかとの質問で、所管課長から、経

営戦略は既に立てられている。また、これの新たなバージョンとして令和8年から17年までの10年間、また、長期目標として令和8年から37年までの30年間にわたる玉城町上下水道事業経営戦略を立てているところであるとの答弁でした。

この議案に対し賛成討論があり、その内容は、将来の玉城町の下水道事業を見据えたもので、この条例の改正は、下水道事業の健全な運営を確保するため必要な使用料の見直しを行うもので、町の基盤である下水道事業、将来世代に確かな形で継承していくという上で極めて重要な改正であると認識しているとの討論で、条例の改正の意義を述べられており、採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について、委員より、伊勢市火災予防条例の一部改正によるものであるが、どの部分なのかとの質問に、答弁は所管課長補佐から、29条8関係で林野火災に関するもの、また委員から、伊勢市も12月定例会に条例改正を上程しているが、採決は22日である。今回の玉城町の条例改正と整合性が取れないのではないかという意味合いの質問があった。所管課長から、伊勢市の火災予防条例の改正に伴い、所要の改正を行うものである。玉城町は今回新しく国から通達のあった部分について改正するもので、伊勢市が可決されなくても玉城町はそれに網羅して進んでいくと、そのように理解していただきたいとの答弁であった。採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

なお、詳細は、議事録をご覧ください。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前9時8分 休憩）

（午前9時8分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

○総務産業常任委員長（山路 善己） 訂正させていただきます。

議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決定しましたと申し上げましたが、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと訂正させていただきます。間違っておりまして申し訳ございませんでした。

以上、終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 南雅彦委員長。

○教育民生常任委員長（南 雅彦） 教育民生常任委員会委員長 南。

議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題になつております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案について、12月12日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

まず、議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、今回の条例改正は児童福祉法の一部改正や内閣府令の対応とされているが、具体的にどの部分が改正の整合性を図るための変更点なのかとの質問がありました。執行部より、玉城町においては現在該当する施設はないが、今後、該当施設が発生する場合に備えて、基準となる条例を基に制定し、また、児童虐待が疑われる児童を発見した場合の通報義務の規定追加に合わせ、条文番号を整理し、整合性を確保、また、利用乳幼児への健康診断の全部、または一部を省略できる場合を追加しているなどの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、町内の放課後児童クラブにおいて職員の不適切な関わりや虐待を防ぐために、現在どのような研修やガイドラインで周知が行われているのかとの質問がありました。執行部より、国・県からの虐待関連情報を委託業者と共有することや、公認心理士が各クラブを年3回程度巡回し、児童対応について指導すること、事業者主催で講師を招き、社内勉強会や各研修会への職員参加を促進しているとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、変更点は議案第74号と同様に上位法改正への対応や虐待禁止の追記などが中心で、内容はほぼ同じで間違いないかとの質問がありました。執行部より、議案第74号と同様の内容であるとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、教育民生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

日程第2、議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてについて、反対の立場で討論させていただきます。

今回の改正は、提案理由にありますとおり、令和7年的人事院勧告で一般職員の期末手当等の支給月数の引上げを改定されることに伴い、町長、副町長、教育長の期末手当も同様に引き上げるものであります。本来、人事院勧告が勧告の対象としているのは一般職の職員でございます。特別職とされる町長、副町長、教育長は人事院勧告の対象外とされており、人事院勧告に左右されず、定額でも問題ございません。委員会では、近隣で特別職の期末手当も人事院勧告に従って変更があるとの答弁がございましたが、そもそも報酬も期末手当の報酬月数も町によって違い、人事院勧告で変更があるたびに毎回変更されているわけでもございません。また、玉城町特別職報酬等審議会条例第2条には、町長は、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとすると明記されております。以前から、議員だけでなく監査委員からも特別職報酬等審議会に諮問すべきという提案がございましたが、この10年、一度も特別職報酬等審議会は開かれていないのでしょうか。

一般会計の補正予算には賛成しておきながら、期末手当の増額に反対することは矛盾があるとご指摘も頂戴いたしましたが、一般会計の予算はあくまで予算でございます。変更がございましたら訂正可能でございますので、一般会計補正予算の審議には連動させず、本条例改正の内容のみに反対させていただくことを申し添えさせていただき、私の反対討論とさせていただきます。

(「休憩動議、坂本」と呼ぶ者あり)

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時27分 再開)

○議長（小林 豊） では、再開します。

井上議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

私の先ほどの反対討論の中で訂正させていただく部分が2点ございます。

まず、人事院勧告の対象としているのは一般の職員でございますというところは、削除させていただきます。取消しさせていただきます。

あと、第2条につきましては、第2条の文言が間違っておりますので、第2条の表記どおりということで申し上げさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（小林 豊） それでは、次に賛成者の発言を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本条例改正は、人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の改正を行うものであります。人事院勧告は、民間企業の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させることを目的として行われるものであり、これに準じて地方公務員の給与改定が実施されることは、これまでの慣例であります。まずはこの点についてご理解をいただきたいと思います。

また、本改正に関連する予算につきましては、後ほど審議される議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）において措置されております。私がお見受けする限り、当該補正予算については反対討論の通告は提出されているものの、修正案については提出されておりません。本条例改正案には反対し、修正案の提出もないまま補正予算には賛成するという整合性を欠く対応が取られることはないと考えております。議会人としての常識ある判断がなされることを期待いたします。

以上の理由から本条例改正に賛成いたします。各議員におかれましては、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、反対の立場で意見を述べます。

現在、値上げラッシュが続いています。後期高齢者医療は受診時の支払いが2倍になり、国民健康保険は金額が下がった方もいますが、プラス1万円以上支払うことになった方もいらっしゃいます。県に一本化するためというのも記憶に新しいところです。今回は、物価高騰継続により町民の暮らししが苦しくなっている中、セーフティーネットである水道料金の値上げです。私は、町民の暮らしを考えれば一般会計からの繰入額を増やしても構わないという考え方を持っていますので、値上げには反対です。いま一度、全体的な予算の使い方を見直すべきではないでしょうか。

以上をもって反対の意見とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、地方公営企業法に基づく経営の原則、すなわち経費の負担はその事業から生じる収入をもって充てるという考え方には沿ったものであります。下水道事業に置き換えて申し上げますと、汚水処理に要する経費は下水道を使用した方からの使用料収入によって賄うべきであり、いわゆる独立採算の原則に基づく経営が求められております。しかしながら、玉城町下水道事業会計におきましては、使用料収益のみでは必要な経費を賄うことができず、不足分を一般会計からの繰入金によって補っているのが現状であります。今後を見据えますと、節水志向の高まりや将来の人口減少による使用料収益の減少、物価高騰による汚水処理費用の増加、施設の老朽化に伴う更新時期の到来、流域下水道の維持管理負担金の改定など、事業運営を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されます。これらを総合的に勘案いたしますと、段階的な料金改定、すなわち使用料の見直しは避けて通れない課題であると考えます。将来世代への過度な負担を回避し、社会生活の持続可能性を確保しながら下水道事業を安定的かつ円滑に運営していくためにも、本条例改正は行政として講じるべき必要な措置であります。

以上の理由から本条例改正に賛成いたします。各議員におかれましては、本制度改革の趣旨と将来世代に対する責任をご賢察いただき、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 続いて、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

議長のお許しをいただきましたので、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてについて、反対の立場で討論させていただきます。

下水道の老朽化による陥没については、全国的に深刻な問題であり、町民の皆様も心配されている事柄でございます。10月に下水道料金改定に関する町民意見、つまりパブリックコメントの募集には、料金値上げを否定する意見は提出されていませんでした。

下水道料金の改定について町が示す根拠を確認いたしましたが、月当たり20立方メートル使用時の料金比較では、料金改定後も県平均だけでなく、近隣市町より低いままございます。さきに申し上げましたパブリックコメント募集の資料には、3年ごとに見直しを検討しとありますが、この物価高騰の折、現在の状態ではすぐに公費、つまり税金からの補填は増加すると考えられます。下水道料金は、利用者負担が原則でございます。一般財源からの補填は、節約して使っておられる方も税金から自動的に下水道料金を追加で支払うようなものでございます。現行単価からの増額にばかり注目がいきますが、物価高騰対策で国から生活者支援があるうちに、少しでも赤字を解消する金額に改定すべきと考えます。人口がどんどん減っている中、世帯数は増えております。基本使用料の家庭が多くなっていくと見込まれます。独り暮らしの高齢者に配慮するというのであれば、従量使用料はもう少し増額する必要はあるのではないかでしょうか。将来の負担が急激に増えること、物価上昇で維持管理費が上昇する見込みがある現在、値上げについても検討していただく必要があるかと思います。修正案をとの委員会ではご意見もございましたが、反対者が複数いるとはいえ反対の内容が違いますので、議会のルールの中では修正議案を提出することは難しいことが現状でございます。賛同議員を募ることができなかつたことには反省しておりますが、議員各位におかれましては、社会情勢を考慮し、長い目で見た慎重な審議をお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 1番 坂本。

議長の許可をいただきましたので、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、本条例改正は、下水道事業の健全な運営を確保するために必要な使用料の見直しを行うものであり、町の基盤である下水道事業を将来世代に確かな形で継承していく上で極めて重要な改正であると認識しております。私は、9月定例会の一般質問において、宮川流域下水道への負担金と料金収入の逆転現象、一般会計からの多額の基準外繰入れに依存している現状、税の公平性の確保といった課題を指摘させていただきました。今回の条例改正案は、まさにこれらの課題を是正する方向で整理されており、政策的合理性を有する妥当な改正案であると判断しております。

本議案をめぐっては、下水道料金の値上げそのものに反対する意見と、今回の改正では不十分であり、より踏み込んだ値上げが必要であるとする、この2つの方向性の異なる反対討論がなされております。いずれの意見も、下水道事業の将来や町財政、町民を案じる思いから発せられるものであり、その問題意識自体は理解できるものであります。しかしながら、本議案は、負担増のみを目的にするものでなければ、現行制度を漫然と維持するものではありません。財政健全化と住民負担の双方を見据え、現時点で取り入る現実的かつ段階的な是正として整理されたものである点をまず申し添えさせていただきます。それでは、以下に具体的な賛成の理由を述べさせていただきます。

まず、処理費用と料金単価の剥離を縮小する必要な是正である点、宮川流域下水道への支払い単価が使用料単価を上回るという逆転現象は、企業会計として健全ではなく、事業の持続可能性を損なう大きな問題でありました。今回の改正は、この構造的課題を改善していくための第一歩として評価できます。

次に、一般会計への過度な依存を緩和し、公平性を改善する方向である点、一般会計からの基準外繰入れは、指定区域外の町民に対して間接的に負担をさせるという不公平性を生んでおりました。今回の改正は、負担の在り方をより適切な形へ近づけるものであり、財政構造の是正という観点からも妥当であると考えます。

そして、料金体系を整理し、透明性を高める点、従量料金区分の見直しなど、利用実績に即した料金体系へ整理されており、農業集落排水と公共下水道を含めた事業全体の整合性と透明性の向上にも寄与する改正であると考えます。企業会計としての説明責任を果たす上でも評価すべきある内容であると考えます。

ここで、議会の責務と反対の在り方について、私の考えの一端を述べさせていただきます。今議案に対して異なる意見を持たれること自体は、議会において当然尊重されるべきものであります。しかしながら、下水道事業の持続可能性や財政構造の課題が明らかとなっている中にあっては、単に反対の意思を表明するだけではなく、どの点をどのように改めるべきかを具体的に示すことが議会としての重要な責務であると考えます。特に、反対討論のみを行い、修正案や代替案を示さないままに否決に至った場合、その後の事業運営や財政への影響について、議会として十分な責任を果たしたとは言い難い状況が生じかねません。反対の立場を取るのであれば、修正動議をもってよりよい制度設計を提示することこそが建設的な議論であり、町民に対する説明責任を果たす道であると考えます。

以上の点を踏まえ、議員各位には良識のある判断をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論は終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第78号から日程第17 議案第86号

○議長（小林 豊） 次に、日程第9、議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし、日程第17、議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長（坪井 信義） 予算決算常任委員会委員長 坪井。

議長より予算決算常任委員会における審査結果の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計補正予算議案について、当委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る12月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし、議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）までの各議案について、12月12日、第1委員会室において、町長、副町長、教育長並びに関係職員の出席の下、議長同席により委員11名全員出席の上、審査を行いました。審査の詳細につきましては、会議録をご高覧いただくこととし、以下、主な内容及び審査結果についてご報告いたします。

まず、議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）についてであります。全般的な事項として、繰越明許費及び債務負担行為を設定した理由について質疑がありました。また、歳入においては、国庫補助金等に関し、補助対象とならなかった理由について質問がありました。さらに、歳出においては、第2款総務費における交通安全対策工事請負費の内容について、また、第3款民生費においては、子ども医療費の増

額理由や職員報酬に関する事項について質疑が行われました。本案に対して賛成討論があり、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、高額医療費の発生状況やその分析の有無について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論ともなく、採決の結果、いずれも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）については、療養費、ナースカード等の内容について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第84号 令和7年度玉城町水道事業会計予算（第2号）ないし、議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）までの各議案につきましては、質疑、討論ともなく、採決の結果、いずれも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果の報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、日程第9、議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議案第76号の反対討論の内容でもお話しさせていただいた内容はもとよりですが、国

民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計から子育て費用を捻出するという、何とも理解し難いことを国が施策としてやってきたことに私は驚きが隠せません。消費税導入理由が福祉のためにだったのに、ほかの福祉の会計から徴収していく。話になりません。特に町の国保会計は、一般会計から貸付けを受けている、とても余裕のない会計です。こんな余裕のない会計に、国の制度だからと受け入れていいくのでしょうか。国民健康保険からは一般会計に向けて返済もしていかなくてはならない状態です。現実的ではありません。

以上をもって反対とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 1番 坂本。

議長の許可をいただきましたので、議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、国の支援制度や社会情勢の変化に的確に対応し、町民生活と地域の安定を図るための施策が適切に盛り込まれており、全体として妥当なものであると判断をいたします。まず、国の緊急支援対策を活用した物価高騰対策の拡充について高く評価をいたします。小中学校給食補助については、従来の1人1,000円の補助にさらに600円が上乗せされ、最終的には1,600円の補助となるものです。物価高騰が続く中、子育て家庭の負担軽減に直結する大変意義のある施策であります。また、商工業分野においても、たまネーを活用した町独自の物価高騰対策事業が盛り込まれており、地域経済への波及効果が期待され、地域内消費を促進する実効性の高い施策であると評価をしています。教育分野では、学校修繕や教育用タブレット端末の更新など、子供たちの学習環境を維持向上させるための必要な投資が計上されています。将来を担う世代への確かな投資であり、町の未来を形づくる重要な取組です。さらに、防災減災の観点から、災害備蓄品の整備、道路の修繕など、町民の安全と生活基盤を守るために不可欠な事業も盛り込まれており、妥当であると判断をいたします。また、各事業の進捗に応じた繰越明許の設定も、適切な事業管理と財政運営を行うために必要な処置であると理解をしています。加えて、今回の補正予算には、11月に開催された中学生議会における中学生からの質問、提案に対し、行政が迅速に応えた内容が随所に見てとれます。若い世代の声を確実に施策へと反映する姿勢は、単なる事業対応にとどまらず、主権者教育の観点からも非常に合理的であり、教育的効果も大きいものです。中学生の意見を実際に行政運営に結びつけるという取組は、行政への信頼感を高め、そして、若い世代がまちづくりに参加しているという実感を得られる重要なプロセスです。このように、住民、特に未来を担う世代の声に耳を傾ける姿勢を町が示したことを議会としても心強く思います。今回の補正予算には、町民生活の安定や地域経済の維持に直結する内容が多く含まれており、その必要性と合理性についても十分説明がなされております。

さて、本議案については、先ほど反対討論が行われております。しかしながら、予算案に反対するのであれば、単に反対の意思を示すだけでは不十分です。特に補正予算という性質上、もし本議案が否決された場合には、ではどの部分がどう修正すべきであったかという代替案が示さなければ、町政運営に空白を生じさせることになります。すなわち、修正動議を伴わない反対によって議案が否決された場合、結果として町政に大きな影響を及ぼすことになります。議会は、単なる賛否を表明する場ではありません。政策をよりよいものに導く責任を負う機関であります。反対されるのであれば反対理由を明確にして、その上で建設的な修正動議などの具体的な代替案を示してこそ、議会としての役割を果たすものと考えます。

以上の点を踏まえ、議員各位には良識のある判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場で意見を述べます。

町の国保会計は、一般会計から1億円を超える貸付けを受けている会計です。一般会計への返納も行っているかなくてはなりません。国の施策だからといって、余裕のない会計から徴収していくのは認められません。今回は国庫支出金でシステムを整える予算ですが、これを認めてしまえば、一時的にではなく、ずっと徴収され続けます。このことに対する対応をまず町として考えなければならないのではないでしょうか。

以上をもって反対とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 3番 山口。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案第79号 玉城町国民健康保険特別会

計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算は、主な内容は一般被保険者高額医療費1,454万円、一般被保険者医療費109万3,000円などの増額に伴い、同額を保険給付費等交付金により対応するものであります。また、人事院勧告に伴う職員人件費の補正、さらに、子ども・子育て支援制度の創設により、令和8年4月から保険への段階的に上乗せ徴収が開始されることに対応するため、システム改修に係る電算委託料を計上したものであります。いずれも、現状を踏まえて必要な補正であるとともに、少子化対策の一環として新たに始まる制度の準備に不可欠な予算措置であると考えます。

以上の理由から補正予算案に賛成いたします。各議員におかれましては、何とぞ賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討議とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で意見を述べます。

令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）の反対討論の中でも述べましたが、福祉の会計から徴収していくシステムを導入することについて、私は認められません。今回は、国庫支出金でシステム改修を整える予算ですが、これを認めてしまえば、一時的な徴収ではなく、ずっと徴収され続けます。このことに対する対応を、まず町として考えなければならないのではないでしょか。

以上をもって反対とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

8番 山路善己議員。

○8番（山路 善己） 8番 山路。

議長の許可をいただきましたので、議案第82号 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、議案第79号 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と同様に、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年4月から保険料へ段階的に上乗せ調整が開始されることに対応するため、システム改修に係る電算委託料193万円を増額するものであります。子ども・子育て支援金制度は、高齢者の皆様や事業主の皆様を含む全世代全ての経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じた拠出を頂き、社会全体で子ども・子育て世代を支えていこうとする制度であります。少子化、人口減少は、我が国が直面する最大の課題であり、特に若年人口が急激に減少されるとされる2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転させることができるかどうかのまさにラストチャンスであります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした公的医療保険制度であり、医療費負担の軽減を図り、必要な医療を安心して受けられるようにすることを目的としております。制度の運営は後期高齢者医療広域連合が担い、市町村は窓口業務等を通じて、これに協力する役割を果たしております。

ここで、一言申し上げますが、本制度に対し反対の立場から様々なご意見が述べられております。しかしながら、少子化が国全体の存続基盤を揺るがす深刻な問題である中にあって、社会全体で子ども・子育て世代を支える仕組みづくり、そのものに疑義を呈する意見には、正直なところ違和感を覚えざるを得ません。特に、将来世代の負担軽減や社会の持続可能性を訴えながら、本制度の準備に必要な最低限の事務的経費にまで反

対される姿勢については、理解に苦しむところであります。本補正予算は、新たに始まる制度を円滑に運営するための、言わば基盤整備に当たるものであり、制度の是非を論じる以前に行政として当然に講じるべき措置であります。

以上の理由から本補正予算に賛成いたします。議員各位におかれましては、本制度の趣旨と将来世代への責任をご覧いただき、何とぞご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第84号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第84号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（小林 豊）再開します。

ただいま、閉会中の継続審査の申し出に係る発議が議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長及び教育民生常任委員会委員長より提出されていますので、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、発議第19号を追加日程第1、発議第20号を追加日程第2、発議第21号を追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

## ◎追加日程第1 発議第19号から追加日程第3 発議第21号

○議長（小林 豊）追加日程第1、発議第19号ないし追加日程第3、発議第21号に係る閉会中の継続審査の申し出についてを一括議題とします。

各常任委員会の委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、それぞれの常任委員会において閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本期定期会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長、挨拶を願います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

本期定期会提案の全ての議案について承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。一般会計補正予算の第4号でも議決を賜りましたけれども、物価高に対応いたしますところの緊急支援対策、この実施を急いでまいります。

また、あらかじめ全員協議会でお聞き取りを賜りましたけれども、昨日、国会で国の補正予算が成立したわけでございました。追加の緊急支援対策を講じさせていただきたいと考えております。閉会後の懇談会で説明をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

もうあと2週間たちますと新しい新年を迎えるわけでございます。議員の皆さんにおかれましては、よいお年をお迎えされますことを心から祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 豊） これで令和7年第6回玉城町議会定期会を閉会します。

(午前10時29分 閉会)